

1	—	—	—	—	—	—
---	---	---	---	---	---	---

(3) 評価基準(新築住宅)

次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。

イ 热损失係数等による基準

等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1において同じ。)のうち、最も低いものとすること。

① 热损失係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、热损失係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

等級	(い)	(ろ)					
	等級	热损失係数 (単位 W/m ² ·K)					
		I	II	III	IV	V	VI
一戸建ての住宅	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.3	4.2	4.6	8.1
	2	2.8	4.0	4.7	5.2	8.3	8.3
	1	—	—	—	—	—	—
共同住宅等	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.1	3.6	3.9	6.2
	2	2.8	4.0	4.4	4.9	7.1	7.1
	1	—	—	—	—	—	—

b a の热损失係数は、建築主等の判断の基準1-3(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主等の判断の基準1-3(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める热损失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ① a の表に掲げる热损失係数の基準値」とし、等級3への適合判定にあっては、(ニ)中のmに係る表は次の表1と、R₀に係る表は次の表2とし、等級2への適合判定にあっては、(ニ)は適用しないものとする。

表1

	居室床面積1m ² 当たりの蓄熱部位の热容量 (単位 kJ/K)		日射の有効利用率
	床	床以外	
一戸建ての住宅	100以上	200以上	0.65
		200未満	0.60
	50以上100未満	100以上	0.55
		100未満	0.50
	10以上50未満	100以上	0.45
		100未満	0.35
共同住宅等	10未満		0.35
	250以上		0.70
	100以上250未満		0.60
等	100未満		0.50

1 「蓄熱部位」とは、蓄熱に有効な熱容量を有する部位をいう。
2 「居室床面積1m²当たりの蓄熱部位の热容量」とは、蓄熱部位の热容量の合計を、居室の床面積の合計で除したものをいう。

表2

地域区分	建築主等の判断の基準別表第2に掲げる地域の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅	I	0.033	0.068		
	II	0.039	0.082	0.125	
	III	0.039	0.082	0.125	0.167
	IV	0.044	0.092	0.141	0.189
	V			0.141	0.189
共同住宅等	I	0.051	0.106		
	II	0.061	0.127	0.193	
	III	0.061	0.127	0.193	0.260
	IV	0.069	0.143	0.218	0.293
	V			0.218	0.293
					0.367

② 夏期日射取得係数に関する基準

- a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主等の判断の基準別表第1のI及びII地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級3とし、同表のIII、IV、V及びVI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級2とする。

等級	(い)	(ろ)					
	等級	夏期日射取得係数					
		I	II	III	IV	V	VI
一戸建ての住宅	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08
共同住宅等	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08

- b aの夏期日射取得係数は、建築主等の判断の基準1-3(2)ロ(ロ)に定める計算方法により算出すること。

③ 相当隙間面積に関する基準

- a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主等の判断の基準別表第1のI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級2とし、同表のII、III、IV、V及びVI地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級3とする。

等級	(い)	(ろ)					
	等級	相当隙間面積 (単位 cm ² /m ²)					
		I	II	III	IV	V	VI
4	2.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
3	5.0	—	—	—	—	—	—

- b ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級4である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準1-3(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が3.7W/m²・Kを超える場合にあっては③の基準は適用しないこととし、1.9W/m²・Kを超え3.7W/m²・K以下である場合にあってはaの表に掲げる相当隙間面積の基準値を5.0cm²/m²とすることができる。

- c ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級3